

平成 17 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針について

「平成 17 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」の基本的考え方

中小・地域金融機関を取り巻く現状認識

- 金融改革プログラムの策定
(金融システムの安定から金融システムの活力を重視した行政への転換)
- 旧アクションプログラムを承継した新アクションプログラムの策定
(地域密着型金融の機能強化に向けた取組みが着実に進捗したことを踏まえ、その一層の推進を図る)
- 金融機関における利用者保護の確保の必要性の増大
(ペイオフ解禁の実施に伴う利用者への情報開示の充実、顧客情報の紛失等を踏まえた顧客情報保護態勢の確立、偽造キャッシュカード問題等の金融犯罪防止、等)

基本的考え方

金融行政の基本的な目的(金融機能の安定、金融サービスの利用者保護、円滑な金融の確保)を達成するため、以下の基本的考え方に基づき、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に則し、引き続き厳正で実効性ある監督行政を効率的・効果的に遂行。

- i 金融機関との十分な意思疎通の確保
- ii 金融機関の業務運営に関する自主的な努力の尊重
- iii 検査部局との連携の強化

重 点 事 項

1. 地域密着型金融の一層の推進

各金融機関が、新アクションプログラムに基づき地域密着型金融の一層の推進を図り、地域の中小企業等の金融ニーズに一層適切に対応するとともに、各金融機関が経営の健全性を確保し、地域の利用者から十分な信認が得られることを期待。各金融機関が策定する個性的な「地域密着型金融推進計画」の進捗状況についてフォローアップを行う。

- i 事業再生・中小企業金融の円滑化
- ii 経営力の強化
- iii 地域の利用者の利便性向上

2. 利用者保護ルールの徹底と利便性の向上

金融サービスの利用者保護の観点から、検査とも連携しつつ、適切な監督を行う。また、利用者の満足度の高いサービスが提供されるためには、金融機関において利用者からの意見・苦情等が的確に把握されていることが重要であることを踏まえ、金融機関の自主性を尊重しつつ、適切な対応を行う。

- i 顧客情報の保護態勢の確立
- ii 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底
- iii 説明態勢及び相談苦情処理機能の充実
- iv システム管理態勢の適切性の確保

3. リスク管理の高度化等

金融機関による適切なリスク管理態勢や財務の健全性等を確保し、預金者・利用者の信頼を得るため、19 年 3 月末から実施予定のバーゼルⅡも踏まえ、各金融機関のリスク管理の高度化等に向けて、本事務年度においても、引き続き、適切な監督を行う。

- i 資産査定、信用リスク管理の信頼性の確保
- ii 市場リスク管理態勢の整備
- iii 収益管理態勢の整備と収益力の向上